

クリエイティブミニマルファブ（CMF）2025年度単価表

2025年9月1日

ミニマル装置		成果公開		成果非公開		単位時間 (= 1 工程)
		装置利用	技術代行	装置利用	技術代行	
CMF-001～061 ※※	1 工程当たり基本単価（税抜）	4,500	9,000	12,000	24,000	標準 1 時間以内
	(内訳) 共用施設等使用料（施設利用費、 装置調整費、光熱水料）	4,500	4,500	12,000	12,000	
	技術代行料（オペレーション費）	0	4,500	0	12,000	
技術指導費	基本技術指導費（案件ごと）（税抜）※	11,000	45,000	100,000	300,000	
	1 工程（単位時間）当りの基本単価（税抜）	11,000	11,000	50,000	50,000	1 時間

分析・評価装置		成果公開		成果非公開		単位時間 (= 1 工程)
		装置利用	技術代行	装置利用	技術代行	
	1 工程当り基本単価（税抜）					
CMF-101	電界放出型走査型電子顕微鏡	7,000	13,500	13,500	27,000	1 時間
CMF-102	光学顕微鏡	2,500	4,500	4,500	9,000	1 時間
CMF-103	触針式プロファイリングシステム	4,500	9,000	12,000	22,000	1 時間
CMF-104	電気特性分析用プローバ※※※	6,000	10,000	12,500	24,000	1 時間
CMF-105	半導体パラメータ・アナライザ※※※					
CMF-106	LCRメータ※※※					

※昨年度まで「固定技術指導費」としていた費用を、「基本技術指導費」と名称を変更しました。案件ごとに1回課金させていただきます。

※※CMF-047「ミニマル装置 スパッタ(Cu)」の名称を利用実情に合わせて「ミニマル装置 スパッタ(Ti)」に変更しました。

※※※CMF-104～106は電気特性測定として一体として使用するため、全体で一つとしてカウント

2 つの支援形態は約款第 6 条の各項と次の式の対応関係があります。

装置利用=共用施設等使用料+技術指導費

技術代行=共用施設等使用料（含む運転費）+技術代行業+技術指導費

注 1）ミニマル装置は、シャトルの装置へのセットから取り外しまでの装置実行 1 回を 1 工程とします。分析・評価装置は単位時間の利用を 1 工程とします。

注 2）ミニマル装置の利用では、どのようなものを作りたいか、どうしたらできるかという、そのプロセスやプロセスレシピ等について 1 案件ごとに固定の基本技術指導費と相談時間（単位時間を 1 工程とした単価を記載）に応じた技術指導費を頂きます。装置利用の場合でも基本技術指導費以上のプロセスレシピ等の相談については時間に応じた課金をさせていただきます。なお、リソ工程などの確立されたプロセスをデモとして行う場合には技術指導費は頂かないこととします。

注 3）手作業が必要になるプロセスは工程数 2、深掘りエッチャ（CMP-042, 061）は利用時間に依らず工程数 5、単位時間を越えたプロセスは単位時間ごと工程数 1。
CMF-032「ミニマル装置 ウェハ反転」の機器利用に関しては、1日の利用で1工程として、何度でも使えることとします（利用回数は概算で日ごとに登録）。

注 4）ベンチャー・中小企業等の利用促進、大学等のアカデミック利用（含産総研内部利用）に該当し、成果公開でかつForms入力する場合には、半額とします（注 5 適用外）。

注 5）装置利用の実績を利用当日中にFormsより入力した場合は、10%の減額をします（注 4 適用の場合は該当せず）。

注 6）この単価表に記載した金額の他に15%の「運営管理費」が加算されます。また、消費税等は含まれていない金額となります。
消費税等により生じた小数点以下の端数については切捨てで処理致します。

詳細はCMF事務局(M-cmf-contact-ml@aist.go.jp) へお問い合わせください。

利用料等についての補足

◇追加料金

追加的に必要な作業等が発生した場合に徴収する以下に記載の料金（共用施設等利用約款（第6条第1項第5号））

- ア 改造費：共用施設等を改造するために必要な費用で、具体的な改造工事の内容により実費相当額を算定して積算した額
- イ 復元費：改造又は変造した共用施設等を原状復帰させるために必要な費用で、具体的な復元工事の内容により実費相当額を算定して積算した額
- ウ 他の共用施設等の利用に係る経費：共用施設利用約款第3条第2項の規定により利用契約が成立した共用施設等の利用目的の達成に資するために、当該共用施設等以外の共用施設等を用いる場合の共用施設等使用料並びに研究所の役職員等による操作、運転、技術指導及び技術代行等が追加的に必要な場合の費用の額
- エ 研究所以外の機関の施設等の利用に関する経費：共用施設利用約款第3条第2項の規定により利用契約が成立した共用施設等の利用目的の達成に資するために、研究所以外の第三者機関（民間企業を含む。以下同じ。）の施設等を用いる場合の施設利用料並びに当該第三者機関の役職員等による操作、運転、技術指導及び技術代行等が追加的に必要な場合の費用の額
- オ 上記エの場合における研究所の役職員等の従事に要する経費：上記エの場合における研究所の役職員等による操作、運転、観察、分析、解析、加工、試料作製等が追加的に必要な場合の費用の額
- カ その他実費：共用施設等の利用に際し、研究所において追加的な購入が必要となる器具、材料、薬品その他の消耗品及び第三者機関へ外注する評価、分析、技術代行その他の役務であって、あらかじめ研究所と利用者が費用負担について合意した費用の額

◇運営管理費（第6条第1項第6号）：

利用料金（共用施設等使用料、運転費、技術指導費、技術代行費、追加料金の合計）額に15パーセントを乗じた額